

高知県システム開発人材確保支援事業費補助金交付要綱 Q & A

Q 1 交付要綱第2条(3)のIT関連業務とは？

A 1 総務省が定める日本標準職業分類における中分類「10 情報処理・通信技術者」に該当する以下の業務を指します。

- ・ システムコンサルタント
- ・ システム設計者
- ・ 情報処理プロジェクトマネージャ
- ・ ソフトウェア作成者
- ・ システム運用管理者
- ・ 通信ネットワーク技術者
- ・ その他の情報処理・通信技術者

これらの業務のうちいずれかに該当することを雇用契約書等に明記してください。

Q 2 交付要綱第3条(1)にある「過去に以下の講座の受講者を雇用したことがない」とはどういうことか？

A 2 以下の講座の受講者を、新たに正規職員として雇用したことがないことを指します。そのため、既に正規職員として雇用している者が、雇用されたままで以下の講座を受講したことがある場合は申請していただくことができます。

- ・ 平成30年度アプリ開発人材育成講座<エキスパートコース>
- ・ 平成31年度アプリ開発人材育成講座<エキスパートコース>
- ・ 令和2年度アプリ開発人材育成講座(県内通学コース)
- ・ 令和2年度アプリ開発人材育成講座(県内通信コース)
- ・ 令和2年度アプリ開発人材育成講座<オンラインコース>
- ・ 令和2年度アプリ開発人材育成講座<オンラインコース(Java)>
- ・ 令和4年度システム開発人材育成講座

Q 3 1人目を令和5年9月30日までに雇用し、2人目を令和5年10月1日以降に雇用した場合の取扱いはどうなるのか？

A 3 1人目の支給対象者の雇用開始から60日以内に交付申請書を提出してください。その後、2人目の支給対象者が生じた場合には、その都度、雇用開始から60日以内に交付申請書を提出してください。

1人目の雇用開始から60日以内に2人目を雇用した場合には、2人分の申請をあわせて行うことも可能ですが、実績報告書の提出が令和6年3月31日以前と以後で分かれることから2回の実績報告が必要となります。このため、交付申請書の提出も2回に分けて行ってください。

Q 4 まずは有期雇用職員として雇用し、後日正規職員に転換した場合の取扱いは？

A 4 支給対象者を新たに有期雇用職員として雇用し、後日正規職員に転換した場合には、転換した日を正規職員としての雇用開始日として取り扱います。

ただし、その場合でも、令和5年度システム開発人材育成講座の開始以降に、新たに有期雇用職員として雇用することが必要です。このため、講座開始後に新たに雇用したことを確認するために、正規職員としての雇用契約書だけでなく、有期雇用職員としての雇用契約書の提出も必要となります。

(講座開始前から有期雇用職員として雇用していた場合や、講座開始前に有期雇用職員として雇用の内定を行った場合は、支給対象となりません)

高知県システム開発人材確保支援事業費補助金交付要綱 Q & A

Q 5 支給対象者を正規職員として雇用後、休職等に入った場合の取り扱いは？

A 5 本補助金は、令和5年度システム開発人材育成講座の受講者を正規職員として雇用し、6か月以上IT関連業務に従事させる事業ですので、勤務実態がない場合は雇用期間として算定しません。

具体的には、有給休暇等の給与の支給を伴う休暇については雇用期間として算定しますが、給与の支給を伴わない1日単位の無給休暇・欠勤・休職等の場合は、勤務実態がないものとして、当該日を雇用期間として算定しません。なお、遅刻等による一部欠勤の場合は、出勤の事実が確認できれば雇用期間として算定します。

※ 例えば、雇用の開始日から6か月を経過した日までの間に、支給対象者が5日間の休職等を行った場合には、休職期間を除外した期間（雇用の開始日から6か月＋5日間）の勤務実態を確認できることが必要です。

また、支給対象者に休職等の期間が生じた場合には、補助事業実施期間が変更となることから、変更承認申請書の提出を行ってください。

なお、勤務実態がある期間が6か月未満のままで令和7年3月31日を過ぎた場合には、本補助金の支給対象外となりますので、ご注意ください。

高知県システム開発人材確保支援事業費補助金交付要綱 Q & A

(対象期間のイメージ)

